三次市教育委員会議案第４４号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第２項の規定により，別紙三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和７年３月２１日

三次市教育委員会教育長　迫　田　隆　範

三次市教育委員会議案第４４号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和７年３月２１日

三次市教育委員会教育長　迫　田　隆　範

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則（平成１７年三次市教育委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

三次市君田学校給食共同調理場	三次市立君田小学校長
三次市布野学校給食共同調理場	三次市立布野小学校長
三次市作木学校給食共同調理場	三次市立作木小学校長
三次市吉舎学校給食共同調理場	三次市立吉舎中学校長
三次市三和学校給食共同調理場	三次市立三和中学校長
三次市甲奴学校給食共同調理場	三次市立甲奴中学校長

」を

「

三次市布野学校給食共同調理場	三次市立布野小学校長
三次市作木学校給食共同調理場	三次市立作木小学校長
三次市吉舎学校給食共同調理場	三次市立吉舎小学校長
三次市甲奴学校給食共同調理場	三次市立甲奴小学校長

」に改める。

附　則

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

三次市教育委員会議案第４４号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（場長）
第２条　条例第４条に規定する場長は，次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>場長</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>三次市布野学校給食共同調理場</td><td>三次市立布野小学校長</td></tr>
<tr><td>三次市作木学校給食共同調理場</td><td>三次市立作木小学校長</td></tr>
<tr><td>三次市吉舎学校給食共同調理場</td><td>三次市立吉舎小学校長</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>三次市甲奴学校給食共同調理場</td><td>三次市立甲奴小学校長</td></tr>
</table></td><td>（場長）
第２条　条例第４条に規定する場長は，次の表のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>場長</th></tr>
<tr><td>三次市君田学校給食共同調理場</td><td>三次市立君田小学校長</td></tr>
<tr><td>三次市布野学校給食共同調理場</td><td>三次市立布野小学校長</td></tr>
<tr><td>三次市作木学校給食共同調理場</td><td>三次市立作木小学校長</td></tr>
<tr><td>三次市吉舎学校給食共同調理場</td><td>三次市立吉舎中学校長</td></tr>
<tr><td>三次市三和学校給食共同調理場</td><td>三次市立三和中学校長</td></tr>
<tr><td>三次市甲奴学校給食共同調理場</td><td>三次市立甲奴中学校長</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

○三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則

平成17年４月28日教育委員会規則第10号

改正

平成24年３月28日教育委員会規則第３号

平成30年４月26日教育委員会規則第５号

令和５年６月26日教育委員会規則第１号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成16年三次市条例第122号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（場長）

第２条　条例第４条に規定する場長は，次の表のとおりとする。

名称	場長
三次市君田学校給食共同調理場	三次市立君田小学校長
三次市布野学校給食共同調理場	三次市立布野小学校長
三次市作木学校給食共同調理場	三次市立作木小学校長
三次市吉舎学校給食共同調理場	三次市立吉舎中学校長
三次市三和学校給食共同調理場	三次市立三和中学校長
三次市甲奴学校給食共同調理場	三次市立甲奴中学校長

（職員）

第３条　場長の行う事務を補佐させるため，調理場に事務職員を置く。

２　事務職員は，場長校の事務職員をもって充て，事務職員のいない学校にあっては，場長が指名する。

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，平成17年４月１日から適用する。

附　則（平成24年３月28日教委規則第３号）

この規則は，平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月26日教委規則第５号）

この規則は，三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成30年三次市条例第29号）の施行の日から施行する。

附　則（令和５年６月26日教委規則第１号）

この規則は，三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和５年三次市条例第10号）の施行の日から施行する。

議決書

議案第１０６号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和６年１１月２９日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１２２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表三次市君田学校給食共同調理場の項及び三次市三和学校給食共同調理場の項を削る。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

令和 6 年 12 月 13 日原案可決

三次市議会議長山村恵美子

この写しは議決書の原本と相違ありません
令和　6 年　12 月　13 日
三次市議会議長 山村恵美子